

政令第三百二十号

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令（平成七年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

「那覇市」を「那覇市 枚方市」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（大気汚染防止法施行令の一部改正）

2 大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「、枚方市」を削る。

(地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令の一部改正)

3 地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令(平成十二年政令第四百十七号)の一部を次のように改正する。

「吹田市 枚方市」を「吹田市」に改める。

理由

枚方市を地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市として指定する必要があるからである。